

令和元年 経済センサス-基礎調査
奈良県結果(確報)

令和3年4月

奈良県総務部知事公室統計分析課

目 次

I 調査の概要	1
II 結果の概要	
1 概況	4
2 市町村別の状況	6
3 国及び地方公共団体の事業所の状況	8
III 用語の解説	9

I 調査の概要

1 調査の目的

経済センサス - 基礎調査は、我が国のすべての産業分類における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的とした基幹統計調査（基幹統計「経済構造統計」を作成するための調査）です。

2 沿革

経済センサス - 基礎調査は、平成21年7月の第1回目、平成26年7月の第2回目に続いて、今回が第3回目の調査となります。

なお、経済センサスは、基本的構造の把握に重点を置いた経済センサス - 基礎調査と、売上（収入）金額等の経理事項の把握に重点を置いた経済センサス - 活動調査の二つから成り立っており、経済センサス - 活動調査は、平成24年に第1回目、平成28年に第2回目の調査が実施されました。

3 調査の対象

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

【甲調査】

日本標準産業分類に掲げる産業のうち、国及び地方公共団体事業所並びに以下の事業所は調査対象外となっています。

ア 大分類A（農業、林業）に属する個人経営の事業所

イ 大分類B（漁業）に属する個人経営の事業所

ウ 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち小分類792 - 家事サービス業に属する事業所

エ 大分類R（サービス業（他に分類されないもの））のうち中分類96 - 外国公務に属する事業所

【乙調査】

国及び地方公共団体の事業所

4 調査期日又は期間

【甲調査】

令和元年6月1日から令和2年3月31日までの間において、報告者が報告を求められた時点（調査票記入日）。ただし、調査事項の「年間総売上（収入）金額」については、平成30年1月1日から12月31日までの1年間を対象としています。

【乙調査】

令和元年6月1日

5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位としています。

単一経営者が異なる場所で事業を営んでいる場合はそれぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は経営者が異なるごとに1事業所としています。

6 調査事項

【甲調査】

- (1) 既存の事業所に関する事項
 - ① 名称
 - ② 所在地
 - ③ 活動状態
- (2) 新規に把握した事業所に関する事項
 - ① 名称及び電話番号
 - ② 所在地
 - ③ 活動状態
 - ④ 従業者数
 - ⑤ 主な事業の内容
 - ⑥ 業態
 - ⑦ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
 - ⑧ 事業所の年間総売上（収入）金額
 - ⑨ 開設時期
 - ⑩ 経営組織
 - ⑪ 法人番号
 - ⑫ 単独事業所・本所・支所の別
 - ⑬ 本所・本社・本店の名称
 - ⑭ 本所・本社・本店の電話番号
 - ⑮ 本所・本社・本店の所在地
 - ⑯ 組織全体の主な事業の内容
 - ⑰ 組織全体の年間総売上（収入）金額
 - ⑱ 資本金等の額

【乙調査】

- (1) 既存の事業所に関する事項
 - ① 名称
 - ② 所在地
 - ③ 活動状態
- (2) 新規に把握した事業所に関する事項
 - ① 名称及び電話番号
 - ② 所在地
 - ③ 活動状態
 - ④ 職員数
 - ⑤ 主な事業の内容
 - ⑥ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

7 調査の方法

【甲調査】

統計調査員が担当調査区内のすべての事業所について、外観による確認又は事業所の管理責任者に確認するなどしてその活動状態を調査するとともに、新たに把握した事業所については、調査票を配布し、郵送又はオンラインによる回収を行いました。

総務省－都道府県－市町村（特別区を含む）－統計調査員－報告者

【乙調査】

国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市町村の事業所にあつては市町村が電子メールにより調査票を事業所ごとに配布し、オンラインによる回収を行いました。

- 国の事業所 総務省－報告者
- 都道府県の事業所 総務省－都道府県－報告者
- 市町村の事業所 総務省－都道府県－市町村－報告者

8 利用上の注意

- (1) この結果の概要は、令和元年6月1日から令和2年3月31日までの間に実施した「令和元年経済センサス-基礎調査」について、令和2年12月25日に総務省統計局から広報された確報集計に基づくものです。
- (2) 割合及び比率は、小数点第2位を四捨五入しているため、積み上げた数値と合計値が一致しない場合があります。また、数値がマイナスのものは「▲」で表しています。
- (3) 本資料中の「新規把握事業所」は、従来用いていた「新設事業所」と定義が異なります。今回の調査では、法人番号を活用し、国税庁法人番号公表サイトに登録があり、前回までの調査で捉えられていなかった事業所を調査名簿に追加しているため、従来の「新設事業所」よりも幅広く事業所を捉えていることから「新規把握事業所」という名称を使用しています。

9 国による公表

全国集計や、より詳細な集計結果等は、総務省統計局のホームページをご覧ください。
<http://www.stat.go.jp/e-census/2019/kekka.html>

10 問い合わせ先

奈良県総務部知事公室統計分析課 生活・産業統計係
TEL 0742-27-8452
ホームページ <http://www.pref.nara.jp/24768.htm>

Ⅱ 結果の概要

1 概況

奈良県の民営事業所数は5万5,545事業所。全国比較では、37位。
そのうち、9,937事業所(17.9%)が新規把握事業所となっている。

令和元年経済センサス-基礎調査によると、現在の我が国の総事業所数は、653万8,242事業所で、そのうち本県は5万7,262事業所となっている。

そのうち、民営事業所数では、全国は639万8,912事業所、奈良県は5万5,545事業所となっており、総事業所数、民営事業所数とも全国順位は37位である。

また、民営事業所について平成28年経済センサス-活動調査（以下、「平成28年活動調査」という。）と比較すると、事業所数では15.2%の増加となっている（表1）。

表1 都道府県別事業所数

	令和元年								平成28年（民営）				
	総数			うち民営					増減数	増減率（%）	事業所数	順位	構成比（%）
	事業所数	順位	構成比（%）	事業所数	順位	構成比（%）	対平成28年						
全国	6,538,242		100.0	6,398,912		100.0	819,937	14.7	5,578,975		100.0		
奈良県	57,262	37	0.9	55,545	37	0.9	7,310	15.2	48,235	38	0.9		

(注)事業所数には、事業内容等が不詳の事業所を含む。

活動状態別に民営事業所数をみると、総数のうち存続事業所は4万5,608事業所となっており、総数に占める割合は82.1%となっている。一方、新規把握事業所は9,937事業所となっており、総数に占める割合は、17.9%となっている。

また、休業事業所は1,522事業所、廃業事業所は5,326事業所となっている（表2）。

表2 奈良県の活動状態別事業所数（民営事業所）

都道府県	総数 （存続・ 新規把握）	存続事業所		新規把握 事業所		休業事業所	廃業事業所
		存続事業所	総数に占める割合（%）	新規把握事業所	総数に占める割合（%）		
全国	6,398,912	5,211,394	81.4	1,187,518	18.6	117,514	699,989
奈良県	55,545	45,608	82.1	9,937	17.9	1,522	5,326

産業大分類別に新規把握事業所数をみると、「卸売業、小売業」が746事業所（全産業の16.6%）と最も多く、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」が741事業所（同16.5%）、「不動産業、物品賃貸業」が660事業所（同14.7%）などとなっている（表3）。

産業大分類別に新規把握従業者数をみると、「医療、福祉」が6,526人（全産業の19.6%）と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が5,423人（同16.3%）、「サービス業（他に分類されないもの）」が4,105人（同12.3%）となっている（表3）。

表3 新規把握事業所の産業大分類別事業所数及び従業者数

産業大分類	全国				奈良県			
	事業所数	合計に占める割合(%)	従業者数(人)	合計に占める割合(%)	事業所数	合計に占める割合(%)	従業者数(人)	合計に占める割合(%)
合計	538,900	100.0	5,196,142	100.0	4,504	100.0	33,319	100.0
農業, 林業, 漁業	8,456	1.6	94,381	1.8	58	1.3	500	1.5
鉱業, 採石業, 砂利採取業	154	0.0	1,495	0.0	1	0.0	1	0.0
建設業	57,554	10.7	442,057	8.5	380	8.4	2,731	8.2
製造業	23,333	4.3	374,395	7.2	199	4.4	2,677	8.0
電気・ガス・熱供給・水道業	3,218	0.6	11,825	0.2	24	0.5	105	0.3
情報通信業	23,039	4.3	333,781	6.4	108	2.4	393	1.2
運輸業, 郵便業	11,824	2.2	262,673	5.1	103	2.3	1,796	5.4
卸売業, 小売業	93,243	17.3	875,456	16.8	746	16.6	5,423	16.3
金融業, 保険業	9,020	1.7	100,913	1.9	71	1.6	696	2.1
不動産業, 物品賃貸業	72,818	13.5	265,490	5.1	660	14.7	2,019	6.1
学術研究, 専門・技術サービス業	51,495	9.6	288,496	5.6	301	6.7	1,006	3.0
宿泊業, 飲食サービス業	39,146	7.3	412,277	7.9	287	6.4	2,998	9.0
生活関連サービス業, 娯楽業	28,567	5.3	204,746	3.9	241	5.4	1,322	4.0
教育, 学習支援業	17,310	3.2	131,827	2.5	186	4.1	990	3.0
医療, 福祉	40,338	7.5	593,670	11.4	392	8.7	6,526	19.6
複合サービス事業	501	0.1	10,830	0.2	6	0.1	31	0.1
サービス業(他に分類されないもの)	58,884	10.9	791,830	15.2	741	16.5	4,105	12.3

(注) 新規把握事業所に関する集計。

(注) 必要な事項の数値が得られた事業所を対象に集計。

2 市町村別の状況

市町村の民営事業所数は、奈良市、橿原市、生駒市の順に多い。

市町村別に総事業所数をみると、奈良市が1万5,204事業所で最も多く、次いで橿原市が5,413事業所、大和郡山市が3,703事業所となっている。そのうち、民営事業所数では、奈良市が1万4,880事業所で最も多く、次いで橿原市が5,298事業所、生駒市が3,630事業所となっている。

また、民営事業所について平成28年活動調査と比べると、奈良市が2,210事業所増と最も大きい増加数で、次いで生駒市が732事業所増、香芝市が663事業所増となっている（表4）。

表4 市町村別事業所数

市町村	令和元年								平成28年（民営）		
	総数			うち民営							
	事業所数	順位	構成比 (%)	事業所数	順位	構成比 (%)	対平成28年		事業所数	順位	構成比 (%)
						増減数	増減率 (%)				
奈良県	57,262		100.0	55,545		100.0	7,310	15.2	48,235		100.0
奈良市	15,204	1	26.6	14,880	1	26.8	2,210	17.4	12,670	1	26.3
大和高田市	2,879	5	5.0	2,793	5	5.0	443	18.9	2,350	7	4.9
大和郡山市	3,703	3	6.5	3,612	4	6.5	469	14.9	3,143	3	6.5
天理市	2,836	6	5.0	2,757	6	5.0	157	6.0	2,600	5	5.4
橿原市	5,413	2	9.5	5,298	2	9.5	556	11.7	4,742	2	9.8
桜井市	2,777	7	4.8	2,718	7	4.9	250	10.1	2,468	6	5.1
五條市	1,676	9	2.9	1,589	9	2.9	164	11.5	1,425	9	3.0
御所市	1,218	14	2.1	1,154	14	2.1	77	7.1	1,077	14	2.2
生駒市	3,702	4	6.5	3,630	3	6.5	732	25.3	2,898	4	6.0
香芝市	2,696	8	4.7	2,650	8	4.8	663	33.4	1,987	8	4.1
葛城市	1,446	11	2.5	1,398	11	2.5	210	17.7	1,188	11	2.5
宇陀市	1,557	10	2.7	1,474	10	2.7	156	11.8	1,318	10	2.7
山添村	267	29	0.5	243	29	0.4	38	18.5	205	29	0.4
平群町	514	22	0.9	490	22	0.9	63	14.8	427	22	0.9
三郷町	544	21	1.0	523	20	0.9	65	14.2	458	21	0.9
斑鳩町	933	16	1.6	899	16	1.6	141	18.6	758	17	1.6
安堵町	211	31	0.4	195	31	0.4	13	7.1	182	31	0.4
川西町	347	25	0.6	333	24	0.6	30	9.9	303	25	0.6
三宅町	270	28	0.5	263	28	0.5	60	29.6	203	30	0.4
田原本町	1,341	12	2.3	1,301	12	2.3	147	12.7	1,154	12	2.4
曽爾村	164	34	0.3	153	34	0.3	23	17.7	130	34	0.3
御杖村	136	35	0.2	123	35	0.2	1	0.8	122	35	0.3
高取町	409	23	0.7	388	23	0.7	61	18.7	327	23	0.7
明日香村	346	26	0.6	332	25	0.6	54	19.4	278	26	0.6
上牧町	613	19	1.1	596	19	1.1	76	14.6	520	19	1.1
王寺町	953	15	1.7	926	15	1.7	41	4.6	885	15	1.8
広陵町	1,328	13	2.3	1,297	13	2.3	192	17.4	1,105	13	2.3
河合町	545	20	1.0	520	21	0.9	53	11.3	467	20	1.0
吉野町	693	18	1.2	661	18	1.2	▲61	▲8.4	722	18	1.5
大淀町	865	17	1.5	833	17	1.5	64	8.3	769	16	1.6
下市町	353	24	0.6	332	25	0.6	9	2.8	323	24	0.7
黒滝村	92	38	0.2	84	37	0.2	15	21.7	69	38	0.1
天川村	263	30	0.5	233	30	0.4	15	6.9	218	28	0.5
野迫川村	52	39	0.1	43	39	0.1	▲2	▲4.4	45	39	0.1
十津川村	319	27	0.6	287	27	0.5	48	20.1	239	27	0.5
下北山村	113	36	0.2	91	36	0.2	11	13.8	80	36	0.2
上北山村	93	37	0.2	81	38	0.1	6	8.0	75	37	0.2
川上村	208	32	0.4	192	32	0.3	38	24.7	154	32	0.3
東吉野村	183	33	0.3	173	33	0.3	22	14.6	151	33	0.3

民営事業所の活動状態別事業所数をみると、存続事業所は奈良市が11,797事業所で最も多く、次いで橿原市が4,456事業所、大和郡山市が2,807事業所となっている。また、存続事業所の「総数に占める割合」が最も大きい市町村は野迫川村で95.3%となっている。次いで御杖村が95.1%、下市町が92.2%となっている。

新規把握事業所は、奈良市が3,083事業所で最も多く、次いで生駒市が884事業所、橿原市が842事業所となっている。また、新規把握事業所の「総数に占める割合」については、上牧町が27.2%で最も多く、次いで香芝市が26.7%、三宅町が25.1%となっている。

休業事業所については、奈良市が376事業所と最も多く、次いで生駒市が150事業所、大和高田市が110事業所となっている。

廃業事業所が最も多い市町村は奈良市で1,696事業所となっており、次いで、橿原市が590事業所、大和郡山市が517事業所となっている（表5）。

表5 市町村別活動状態別事業所数（民営事業所）

市町村	総数 (存続・ 新規把握)	存続事業所		新規把握 事業所	休業事業所		廃業事業所
		総数に占める割合(%)	総数に占める割合(%)		総数に占める割合(%)	総数に占める割合(%)	
奈良県	55,545	45,608	82.1	9,937	17.9	1,522	5,326
奈良市	14,880	11,797	79.3	3,083	20.7	376	1,696
大和高田市	2,793	2,254	80.7	539	19.3	110	208
大和郡山市	3,612	2,807	77.7	805	22.3	81	517
天理市	2,757	2,478	89.9	279	10.1	41	276
橿原市	5,298	4,456	84.1	842	15.9	100	590
桜井市	2,718	2,391	88.0	327	12.0	51	221
五條市	1,589	1,443	90.8	146	9.2	28	53
御所市	1,154	1,012	87.7	142	12.3	78	46
生駒市	3,630	2,746	75.6	884	24.4	150	363
香芝市	2,650	1,943	73.3	707	26.7	59	205
葛城市	1,398	1,227	87.8	171	12.2	37	29
宇陀市	1,474	1,293	87.7	181	12.3	36	82
山添村	243	187	77.0	56	23.0	12	21
平群町	490	409	83.5	81	16.5	19	32
三郷町	523	455	87.0	68	13.0	19	34
斑鳩町	899	685	76.2	214	23.8	25	102
安堵町	195	179	91.8	16	8.2	5	9
川西町	333	297	89.2	36	10.8	7	32
三宅町	263	197	74.9	66	25.1	8	14
田原本町	1,301	1,072	82.4	229	17.6	17	147
曾爾村	153	130	85.0	23	15.0	21	-
御杖村	123	117	95.1	6	4.9	10	3
高取町	388	328	84.5	60	15.5	7	13
明日香村	332	266	80.1	66	19.9	10	24
上牧町	596	434	72.8	162	27.2	12	131
王寺町	926	828	89.4	98	10.6	17	110
広陵町	1,297	1,121	86.4	176	13.6	39	49
河合町	520	461	88.7	59	11.3	8	43
吉野町	661	607	91.8	54	8.2	34	106
大淀町	833	703	84.4	130	15.6	42	70
下市町	332	306	92.2	26	7.8	9	15
黒滝村	84	69	82.1	15	17.9	1	7
天川村	233	213	91.4	20	8.6	15	4
野迫川村	43	41	95.3	2	4.7	1	3
十津川村	287	218	76.0	69	24.0	12	21
下北山村	91	82	90.1	9	9.9	3	5
上北山村	81	70	86.4	11	13.6	8	3
川上村	192	151	78.6	41	21.4	5	21
東吉野村	173	135	78.0	38	22.0	9	21

3 国及び地方公共団体の事業所の状況

奈良県の国及び地方公共団体事業所数は、1,717事業所。

令和元年経済センサス-基礎調査乙調査（以下、「元年基礎調査乙調査」という。）によると、現在の我が国の国及び地方公共団体の事業所数は、13万9,330事業所となっており、平成26年経済センサス-基礎調査（以下、「26年基礎調査」という。）と比べると、5.7%の減少となっている。

本県の国及び地方公共団体事業所数については、1,717事業所となっており、26年基礎調査と比べると、4.0%の減少となっている（表6）。

表6 国及び地方公共団体事業所数

都道府県	令和元年			平成26年基礎調査
	事業所数	全国に占める割合 (%)	増減率 (%)	事業所数
全国	139,330	100.0	▲5.7	147,732
奈良県	1,717	1.2	▲4.0	1,789

活動状態別に事業所数をみると、総数のうち存続事業所は1,618事業所となっており、総数に占める割合は94.2%となっている。一方、新規把握事業所は99事業所となっており、総数に占める割合は5.8%となっている。

なお、廃業事業所は171事業所となっている（表7）。

表7 活動状態別国及び地方公共団体事業所数

市町村	総数 (存続・ 新規把握)	存続事業所		新規把握 事業所		廃業事業所
		存続事業所	総数に占める割合 (%)	新規把握 事業所	総数に占める割合 (%)	
全国	139,330	133,224	95.6	6,106	4.4	14,517
奈良県	1,717	1,618	94.2	99	5.8	171

県内の市町村別に国及び地方公共団体事業所数のうち存続事業所をみると、奈良市が297事業所と最も多く、次いで橿原市が94事業所、大和郡山市が89事業所となっている。また、新規把握事業所が最も多い市町村は奈良市で27事業所となっており、次いで橿原市が21事業所となっている（表8）。

表8 市町村別活動状態別国及び地方公共団体事業所数（上位5位）

順位	市町村	総数 (存続・ 新規把握)	存続事業所		新規把握 事業所		廃業事業所
			存続事業所	総数に占める割合 (%)	新規把握 事業所	総数に占める割合 (%)	
1	奈良市	324	297	91.7	27	8.3	43
2	橿原市	115	94	81.7	21	18.3	10
3	大和郡山市	91	89	97.8	2	2.2	8
4	五條市	87	82	94.3	5	5.7	5
5	大和高田市	86	81	94.2	5	5.8	3

Ⅲ 用語の解説

1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。
 - ・ 国及び地方公共団体の事業所
法令により独立の機関として、それぞれ場所ごとに設置されている事業所をいう。
 - ・ 民営事業所
国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

2 事業所の産業分類

事業所の主な事業内容により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。

3 従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。

4 活動状態別事業所

・ 存続事業所

甲調査においては、平成28年経済センサス-活動調査（以下、「28年活動調査」という。）で調査された事業所及び28年活動調査の後に行政記録情報から把握された事業所のうち、令和元年経済センサス-基礎調査（以下、「元年基礎調査」という。）で調査され、継続的に経済活動を行っている事業所をいう。

乙調査においては、平成26年経済センサス-基礎調査（以下、「26年基礎調査」という。）で調査された事業所のうち、元年基礎調査で調査され、継続的に経済活動を行っている事業所をいう。

・ 新規把握事業所

元年基礎調査で新たに把握され、継続的に経済活動を行っている事業所をいう。甲調査においては、他の場所から現在の場所へ移転してきた事業所も含まれる。

・ 休業事業所

元年基礎調査で調査された事業所のうち、休業している事業所をいう。

・ 廃業事業所

甲調査においては、28年活動調査で調査された事業所及び28年活動調査の後に行政記録情報から把握された事業所のうち、元年基礎調査の調査日時点で存在しなかった事業所をいい、他の場所へ移転した事業所も含まれる。

乙調査においては、26年基礎調査で調査された事業所のうち、元年基礎調査の調査日時点では存在しなかった事業所をいう。